寄稿１

イノベーション創出支援に向けて取り組んだ奮闘記

弁理士法人山王内外特許事務所 所長　　仲村 靖

抄録

特許庁にて特許審査官、審判官として約27年間の実務経験を重ねました。特許庁で経験させていただいた様々な業務経験が、現在の弁理士としての活動に日々活かされている事を実感しています。筆者のこれまでの経験をご紹介することで、特許庁の日々の業務が、我が国の知財ユーザーに対する貢献に繋がっている事を皆さんに実感していただければ幸いです。

1. はじめに

筆者は1992年に特許庁に入庁し、最初の配属先は審査第三部生産機械（現在の審査第二部生産機械）という審査室でした。その後、2019年に退官するまでに、自動制御、一般機械、熱機器、審判第15部門にて審査・審判の実務を経験し、総務部企画調査室、技術調査課大学等支援室での知財関連の多様な業務、出向先の公益社団法人発明協会での知的財産制度ユーザーに対する様々なサポート業務を経験することができました。また、東北大学産学連携機構や上智大学の研究推進センターにおける研究者への直接的な知財支援を経験する機会にも恵まれ、特許庁の職員として27年間、多くの先輩方、同期、後輩の皆様に支えられながら、これら業務を務めてこれたと思っています。この場を借りてお世話になりました皆様に心よりお礼申し上げます。

2. 審査官として思い出に残る審査について

特許庁審査官として特に印象強く残っている審査案件があります。生産機械で担当した本田技研工業の二足歩行ロボットの歩行制御に関するPCT出願です。1996年頃だと記憶していますが、同時期にTVのニュースで、人間のように二本の足でスタスタと歩くロボットの映像が流され、大きな反響を呼んでいました。この技術を理解するに際し、代理人を介して本田技研工業の知財担当者、発明者とコンタクトさせていただき、和光基礎技術研究センターにおいて見学をさせてもらうことになりました。ロボットが人間のように歩行できる原理について発明者から詳細な技術説明を受け、併せて、実験棟の中で実際に歩行する様子を見学したとときは、驚きと感銘を受けた記憶が残っています。また、注目技術として当時の特許庁長官に発明を説明する機会もあり、その後、「発明の日」に特許庁の1階ロビーでロボットが歩行するデモンストレーションを行った事も大きなニュースとなりました。この当時の歩行ロボットは身長が2m近くあり、重量も200kgある大きなものでした。本田技研工業の担当者の方から、

第１図
出典：本田技研工業株式会社HP
（https://www.honda.co.jp/ASIMO/history/honda/index.html）

特許庁での歩行デモンストレーションで見学者に怪我をさせないように歩行プログラムのチェックとリハーサルを不眠不休でされたと後日お聞きしました。このような大発明に特許審査官として触れる機会があったことは、とても幸運な事だと感謝しています。

3. 審査以外の業務の思い出

現在、弁理士法人山王内外特許事務所で弁理士として活動をしております。弁理士の業務は、審査官として積み重ねた特許庁での審査経験が土台となっていることは勿論ですが、審査以外で経験した多様な知財に関する業務経験が、現在の弁理士としての日常の業務、特に顧客からの知財相談への適切な対応になっていると実感しています。

最初の審査以外の業務は総務課の企画調査室（後に、企画調査課に改名されます。）でした。知的財産制度に関する様々な問題について調査・分析を行う部署でしたが、1998年頃に担当した業務の一つとして、当時の大学研究者が発明者として特許出願にどのように関わっていたのかを分析する業務がありました。国立大学の研究者が発明者となっている案件の実態調査を行う業務です。このような調査を行う背景として、当時、有馬朗人文部科学大臣の下、国立大学の法人化についての議論・検討が高まり、1999年（平成11年）に、小渕恵三内閣により「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。」という閣議決定がなされたこともあり、大学の法人化を睨んで、国立大学に所属する研究者の発明の取り扱いについての実態を把握する必要があったと理解しています。国立大学の研究者便覧から研究者約4000人程度の実態調査を行ったのですが、約20年前の知財データベースを利用して、発明者一人一人の検索を行う作業はかなり骨の折れる作業でした。今になって振り返れば、その調査をしたことが、後に筆者のライフワークの一つとなる大学研究者の知財支援の出発点となっています。（余談となりますが、故小渕総理は筆者の故郷である沖縄の大恩人でもあります。小渕先生が早稲田大学の学生の頃、沖縄復帰運動の支援や遺骨収集に取り組んでおられた事や、総理在任中に沖縄でサミット開催の道筋をつけて下さった事、そして残念ながらご病気で急逝され沖縄サミットにホスト国の代表者としてご参加できなかった事など、筆者にとって故郷の大恩人のためならばと、勝手に思い込み、気合満載でこの調査に取り組んでいました。仕事を成し遂げるには、何でもいいからモチベーションを持つ事は大事です。）。

また、現在も特許庁が、初めて知的財産権を学びたい方や、企業等において初めて知的財産に関する業務を担当される方などを対象に全国の主要都市で行っております「知的財産権制度説明会」がありますが、その説明会に用いる知的財産に関する入門版のようなテキストの作成を担当しました。「制度説明会の開始が9月ごろから始まるので、4月末までには原稿を完成するように」と1月に指示を受け、突貫工事で作成作業を行いました。特許・実用新案・意匠・商標に関する入門テキストとして位置づけるものであり、初めて知的財産に関わるような中小企業・個人をイメージして作成したのが「工業所有権入門」というテキストでした。意匠課、商標課の当時の担当者にも色々と相談させて頂き、何とか納期までに完成させることができました。この経験は筆者にとっても大きな自信となりました（またまた余談となりますが、テキスト作成は時間との戦いとなり、締め切り前の最後の1カ月は、自宅から寝袋を持ち込んで月～金の泊まり込みの作業となりました。今そんな働き方をしたらきっと怒られてしまいますよね。毎晩午前3時頃になると守衛さんが見回

第2図

（「工業所有権入門」は改定を重ね、現在は「知的財産権制度入門」として制度説明会のテキストとして利用されている。）
出典：特許庁HP（https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2023_nyumon/0_1_cover.pdf）

りに来られ、名前と所属の確認をされますが、そのうちに守衛さん達に名前を憶えてもらうようになり、「仲村」さん今日も精が出るねと温かい声をかけていただくようになりました。大変な作業でしたが、そのような何気ない励ましもあり作成作業を完走できたと思います。)。

企画調査室では上述の業務以外にも、上司の指示の下に長官の講演資料の作成や知財関連の会議資料の作成に忙殺される中、大事な会議に寝坊して遅刻する等、沢山の失敗をしましたが、先輩方の励ましもあり無我夢中にその日の業務をこなす中、あっという間に月日が過ぎていった感じでした。

筆者は、上述の大学の法人化が迫る2003年（平成15年）に、技術調査課の大学等支援室の企画班で再び大学の知財支援の業務に関わる事となりました。当時の大学等支援室の人員は、特許審査官、意匠審査官、商標審査官、事務官といった混成チームでしたが、それぞれの専門性を活かせる個性豊かな人員が集まっており、非常にバランスの取れたチームとなっていました。この個性派集団で大学等の教育・研究機関および所属している研究者に対して、知財マインドの醸成や知的財産権の取得、活用に関する様々な支援を全国に展開していました。

【大学等支援室が展開した各種知財支援】

1. 大学での知的財産制度に関する研究支援、及び、研究成果の普及
2. 知的財産制度を研究する研究者の支援、及び、研究者の育成
3. 大学研究者向けの研究成果の知財化に関するテキスト・パンフレット等の作成と配布
4. 大学への知財管理経験者の派遣による支援
5. 大学への知財専門家の派遣による相談会の実施
6. 大学及び企業の研究機関での知財セミナーの実施
7. 大学及び教育機関での知財教育の点かい
8. 知財関連テキストの作成と大学及び教育機関への配布

第3図

この当時の大学を取り巻く大きな環境の変化は凄まじく、平成8年の科学技術基本計画を皮切りに、平成11年の学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」、平成13年の「第2期科学技術基本計画」等において、経済的・社会的ニーズに対応する研究開発については、産学官がそれぞれの間にある見えない壁を取り除き、真に連携できる環境を整備していくことの重要性、科学技術の成果を利用可能な形で社会へ還元する仕組みとして、大学等の研究機関に所属する研究者の論文発表等による知の創造と蓄積・発信に加え、研究成果を知財化することで産業技術にまで結びつけ、その活用により社会に直接の利便をもたらすための産学官連携の強化に繋がるような環境構築の議論が強く起こり、同平成13年7月に「国立大学法人法等関係6法」が成立し、平成16年4月から国立大学89校全てが国立大学法人とり、国立大学の研究者の発明は、これまで個人帰属が主流だった環境から、法人となった大学で生み出される知的財産等について、今後は、原則大学帰属とし活用し、各大学が自らの知財ポリシー等の下で組織として一元的に管理・活用を図る環境下に置かれる事となりました。また、平成14年に制定された「知的財産基本」には、大学の責務として第七条3項に「国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。」とされ、研究成果の移転の促進に関して、第十三条に「国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。」と規定されたこともあり、各大学法人も大学内で生み出される発明についてどのように効率的に管理すべきか暗中模索の状態でした。そのような状況でしたので、大学知財担当者の相談に答えるため、

大学等支援室のメンバーは全国の大学を飛び回る支援活動を展開していました。後に筆者は東北大学の産学連携機構に知財専門家として出向するのですが、大学という現場で、多くの研究者を相手に知財をどのように取り回していくことがどのように大変なのかを経験する事になります。自ら現場で活動してみると、当時の大学知財部門の皆様のご苦労をより感じる事となり、頭が下がるばかりです。

また、2005年から約2年間、出向先の発明協会（現公益社団法人発明協会）で知的財産研究センター調査研究グループ部長として、公的機関から一般企業に至る知的財産制度利用者の様々な依頼に対応する仕事をさせて頂いた事は、筆者にとって大変貴重な経験となりました。そこで得た経験がその後の業務に深く影響を与えてくれるものとなりましたので、当時担当させて頂いた業務を幾つか紹介します。

①発明協会では、日本の科学技術の向上と産業の発展に寄与することを目的として、毎年社会に大きく貢献した優れた発明を表彰する事業を展開しています。筆者も特許庁審査官の経験を活かし選定作業のお手伝いをさせて頂きました。この業務の中で応募された研究者の研究活動の苦労話やその背景に深く触れることができ、研究者やそれに関わる企業関係者の方々にとって、「一つ一つの発明が本当に宝物」なんだなという思いが伝わってきます。特許庁の日常業務で日々審査を繰り返していますと、ともすればそのような意識が薄れがちになりますが、改めて特許審査の重要性を再認識させてくれました。

②公的機関や民間企業の依頼を受け、多様なテーマで技術動向の調査を行いました。

解析テーマ毎に分析対象となる特許文献をIPC特許分類・FI・Fテーマを利用して収集し、「課題」と「解決手段」に着目しながらバブルチャートを駆使して、解析テーマに関する技術トレンドを抽出した多くの報告書を作成しておりました。ここで得たパテントマップ作成に関するノウハウや経験は、後に大学研究者に提供する研究テーマに関する先行特許の分析に活かされる事になります。振り返ってみれば、人生なんでもやってみるもんです。経験した事が後々役に立つこと多く無駄な経験は一つもないなと思わされる事ばかりです。

③当時、発明協会は国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）メンバーとして、模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす活動を推進していました。とりわけ、知的財産に関する人材育成・普及啓発活動を推進する第4プロジェクトの幹事団体ととして、青少年に対する知財尊重意識の醸成を目的に、「出張！ IPカルチャー教室～親子で学ぼう！ 知的財産～」という科学サイエンスイベントを企画・実施し、親子で参加した方々に、知財の基本的な知識と知的財産を尊重するマインドの醸成を図る活動は楽しいものでした。

第4図
出典：日本貿易振興機構（JETRO）HP
（https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/past/h18_2.html）

これまで知財に関する多様な経験を積むことができたこともあり、知的財産制度ユーザーへの直接的な支援に関わる事ができればと思っていましたので、毎年行われていた業務希望調査の際には、大学で知財に関わる仕事をする機会があれば挑戦したいと書いておりました。「一念天に通ず」という訳でもないですが、有難い事に2017年から約2年間ですが東北大学の産学連携機構で知財の専門家として大学研究者の知財支援をする業務を担当する事となりました。

特許庁の職員にも多くの東北大学出身者がいらっしゃると思いますが、東北大学は杜の都仙台に居を構え、仙台駅から地下鉄でのアクセスも良く、落ち着いた研究環境の下に優秀な人材や優れた研究成果を生み出し続けています。特に、金属材料の世界的研究者の本田光太郎先生の「特許第32234号（KS磁石鋼）」や八木アンテナの名で知られている「特許第69115号（電波指向方式）」は、日本の産業の発展に

重要な役割を果たしたと高い評価を受け、特許庁の1階ロビーに日本の十大発明家としてレリーフが飾られています。

第5図（本多光太郎先生）
出典：特許庁HP
（https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/10hatsumeika.html）

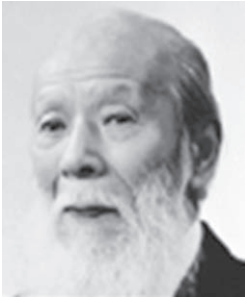

第6図（八木秀次先生）
出典：特許庁HP
（https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/10hatsumeika.html）

また、静電誘導デバイスの発明や光通信の3要素であるフォトダイオード、半導体レーザ、光ファイバの発明者である西澤潤一先生、スマートフォンに利用される大容量記録媒体として利用されているフラッシュメモリーの発明者である舛岡富士雄先生、垂直磁気記録方式のハードディスクドライブの発明者である岩崎俊一先生、生体高分子の質量分析を可能としたソフトレーザー脱離イオン化法の発明者で2002年ノーベル化学賞を受賞した田中耕一先生といった世界的な研究者を数多く輩出しており、これら研究成果が社会に及ぼす貢献は計り知れないものがあります。着任時は、このように高い研究力を誇る大学の研究者の方々にどのような知財サポートをすべきなのか、暗中模索の状態でしたが、先ずは研究者の懐に飛び込んでみようということで、研究者に積極的にアポイントを取って研究者がどのような研究をされているのか、知財についてどの程度の関心があるのか、特許出願をした経験はあるのか、研究者の研究テーマについて共同研究やサポートしてくれる企業を望んでいるのかをお聞きし、研究者が求めているサポートを展開する「知財コンサルタント」の活動を始めました。

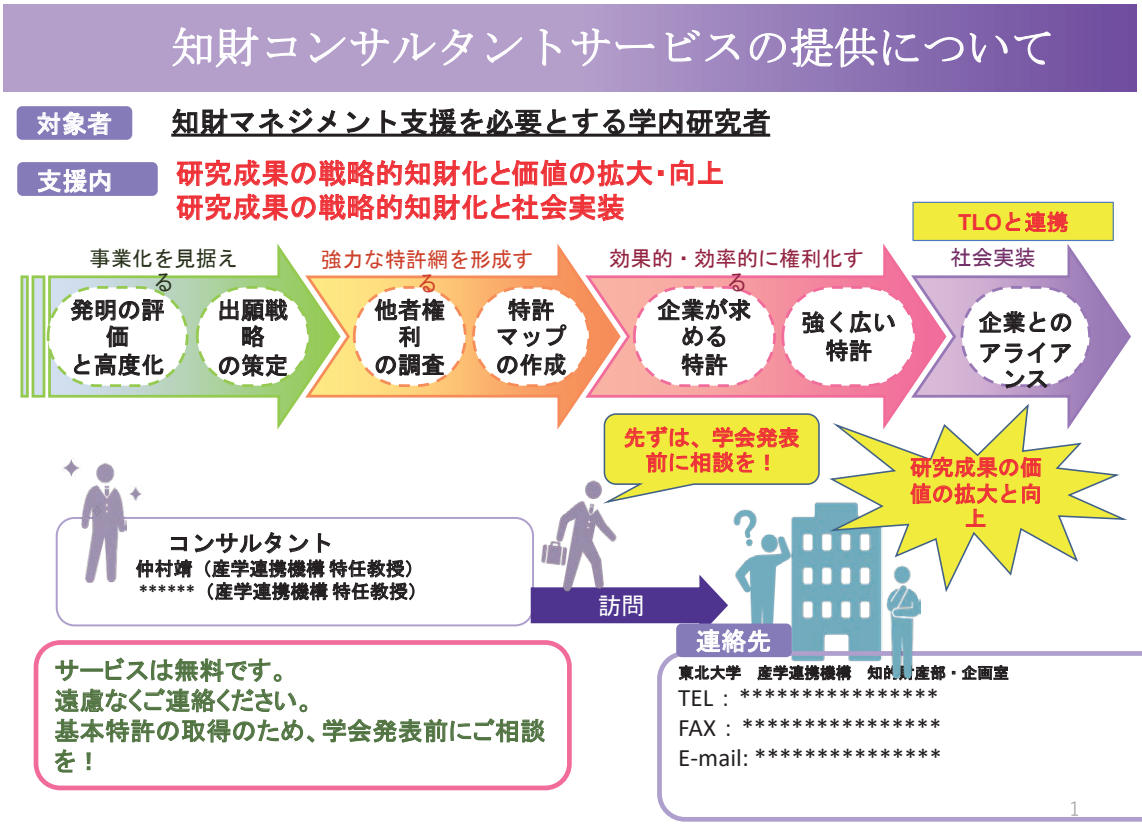

第7図

このような活動により研究者と直接面談させていただくと、研究者にとって知財との関わり方も多様であり、おおよそ以下のように大別されると感じました。

①知財に対する関心が薄い研究者、

②数回の特許出願の経験はしたものの、そこから発展がなく立ち止まった状態のまま研究者、

③自らの研究成果を積極的に知財化し、企業へのライセンスや共同研究の起点に活用している研究者。

上述のように研究者の知財に関する関心やサポートニーズも様々であり、「知財コンサルタント」として、以下のような支援を展開しておりました。

(1) 研究成果から導きだされる発明の高度化のための助言

(2) 研究成果の事業化に向けての知財戦略策定の助言

(3) 企業ニーズにマッチした特許出願のための助言

(4) 研究成果に関連した特許調査の提供

(5) 研究成果の社会実装に向けた企業とのアライアンスのサポート等

このような支援の中で、研究者が特に関心を示したのは、筆者の特許庁での実務経験や発明協会で経験した特許調査に基づくパテントマップの提供です。研究者の研究内容に近い企業の特許出願の情報を提供し、研究者の要望があれば企業の研究部門にアポイントを取って共同研究立ち上げのためのプレゼンを研究者と共に行ったりしました。そのような活動を重ねることで、学内でどのような研究が進められているのかについて大まかな把握ができるようになりました。そのおかげで、企業から「○○○」の技術について知見のある研究者を紹介して欲しいという要請などに対して学内の研究者から得た情報を基に適切な研究者を企業の担当者にご紹介することで共同研究が立ち上げるような経験をすることができました。その時のご縁もあって、研究者とマッチングした企業から現在の特許事務所にお仕事の依頼を頂くこともあり、大変ありがたく思っています。

また、研究所長クラスの教授の了解を得て、若手研究者を対象とした知財セミナーを開催し、研究成果を知財化することで、競争的研究資金獲得の評価に繋がること、企業との共同研究を立ち上げる際の訴求力となり、共同研究契約締結の際にも優位に対応することが可能となること等、そのメリットを説明し若手研究者の知財への理解を深める活動などにも力をいれておりました。

○研究者の知財への関心や経験は多様

- 研究者の全てが、研究成果の知財化に熱心なわけではない。
- 大学等の知財管理部門では経験が不足しており、研究成果を知財化するための十分なサポートができない場合もある。

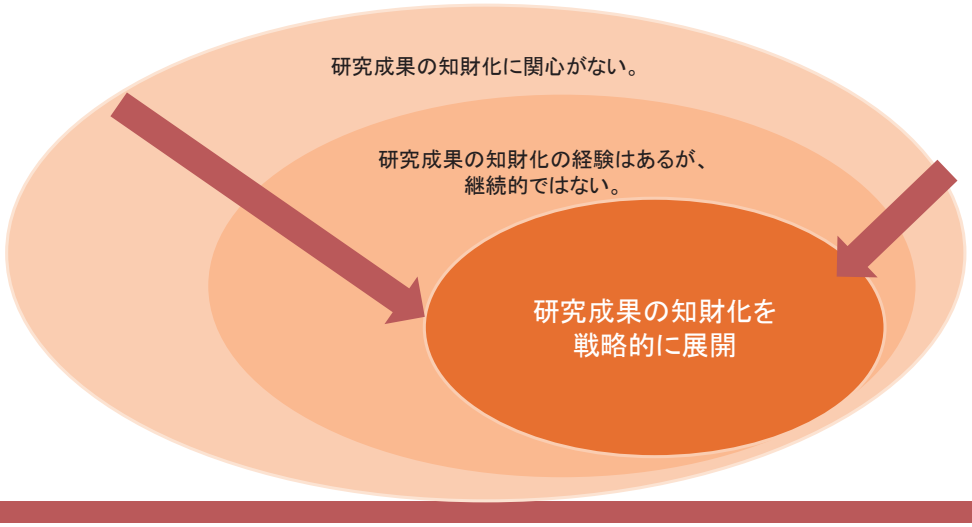

第8図

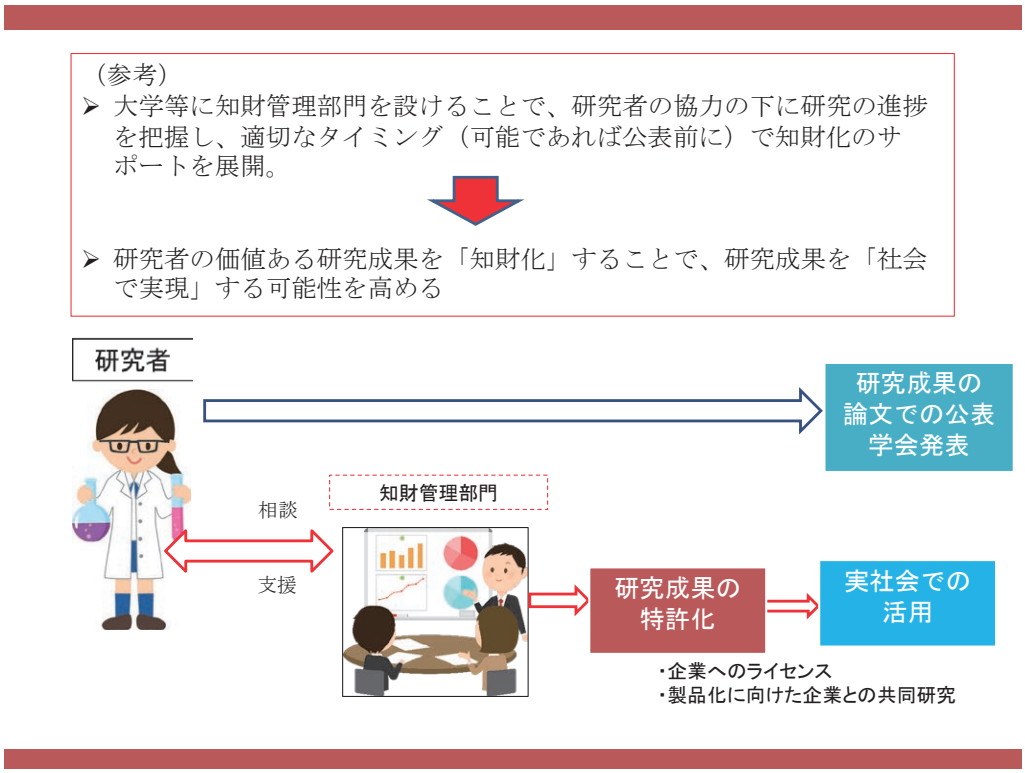

第9図

その後、INPITの「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」事業で上智大学の知財アドバイザーを1年務める事になりますが、東北大学での研究者支援のノウハウを活かして、研究者と共に研究成果を基にした知財戦略策定にむけて研究推進センターの皆様と議論を重ねた事は筆者にとっても大変有意義なものでした。東北大学、上智大学と大学の研究者の知財サポートを約3年間努めましたが、課題も多く感じていました。大学の知財に関する年間の予算に限りがあるため、発明を届け出てくれた研究者に対し、大学の知財審査委員会で「特許性」または「市場性」で課題があるとして、大学の費用で特許出願することができないと残念な報告をするケースも多く発生します。また、市場性の高い研究成果の評価に比べて、大学研究者の最も得意とする基礎研究の将来性の評価は難しく、大学帰属として知財化すべきものを漏らしていないだろうかという不安は常に感じていました。

また、市場性ありと判断し特許化した研究成果の中には、ライセンスや製品化といった市場での活用が上手くいかず、登録年金の費用だけ発生するケースも少なくなく、研究者の了解を取って特許維持を断念することも大学知財管理部門の苦労の一つとなっていました。特許庁の審査官出身者として大学研究者の知財支援で上手く出来ている部分と支援しきれない部分とがあると感じている中、出向期間の任期が迫っている事もあり、筆者自身も大きな決断をする事になります。

4. 弁理士としての活動の始まり

振り返って見れば、特許庁審査官としての経験、発明協会や大学での知的財産制度ユーザーに対する直接的な支援の経験と、貴重な経験を積む機会に恵まれました。この経験を更に活かしつつ、知財人材として成長するにはどうすべきか、と自問自答をしている中、特許庁を退官し弁理士として活動しようと一大決心をするに至りました。2019年6月末で特許庁を卒業させて頂き、ご縁があり2019年9月に山王内外特許事務所に入所し弁理士としての活動をすることとなりました。当事務所は1967年の開所以来、大手電機メーカー、制御機器メーカーの依頼を受け、国内外での知的財産取得のサポートをしております。得意とする技術分野は、電気・電子、電子回路、制御、通信、情報処理、半導体、機械等の分野ですが、最近ではAI関連などの特許出願を依頼

される事も多く、幅広い分野に対応しています。

国内外のクライアントの信頼に答えられるよう、より高度で付加価値の高い知財サービスの提供を目指し、個人事務所の形態から2020年に法人化し現在は弁理士法人として活動を展開しているところです。日本でも2020年4月から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行が始まり、当事務所でもこれまでの業務形態を大きく変え、安定的な知財サービスを維持するかが喫緊の課題となりました。東京都の要請もあり、これまで経験したことがなかったテレワークの導入やフレックス勤務の拡充といった新しい働き方にチャレンジすることになりました。併せてPC機器の遠隔操作システムやネットワーク型チャットシステムを導入しました。この非常事態とも言える状況下においても、これまで築いてきたクライアントとの信頼関係を損なう事がないようにするためにはどうすればいいのか。新しい働き方において、業務の質、セキュリティーを損なう事がないよう、業務フローの細部にわたりルールを話し合い、新しい働き方を何とか定着させる事ができました。強い組織ほどピンチになれば知恵が出てくるものです。ここ数年間の所員の皆様の尽力にはいくら感謝しても感謝しきれない気持ちでいっぱいです。法人化を機に、以下のような「ビジョン・ミッション・バリュー」といった特許事務所として目指す目標を定め、ポストコロナ期に向かって、お客様から最も信頼される特許事務所を目指しています。

1. ビジョン

：①お客様に信頼される＝安心して任せてもらえる、特許事務所になること。

：②所員皆にとって働きがいのある事務所になること。

2. ミッション

：①質の高い知財サービスを適時に分かり易い形で提供すること。

・顧客が期待しているアウトプットを期日までに示すことができる。

・顧客が気付いていない価値ある業務上の提案ができる。

：②所員が成長できる環境を提供すること。

3. バリュー

：①担当業務のプロフェッショナルとして、互いの業務を補完しつつチームとして高い能力を発揮すること。

：②個のスキルを向上すること。

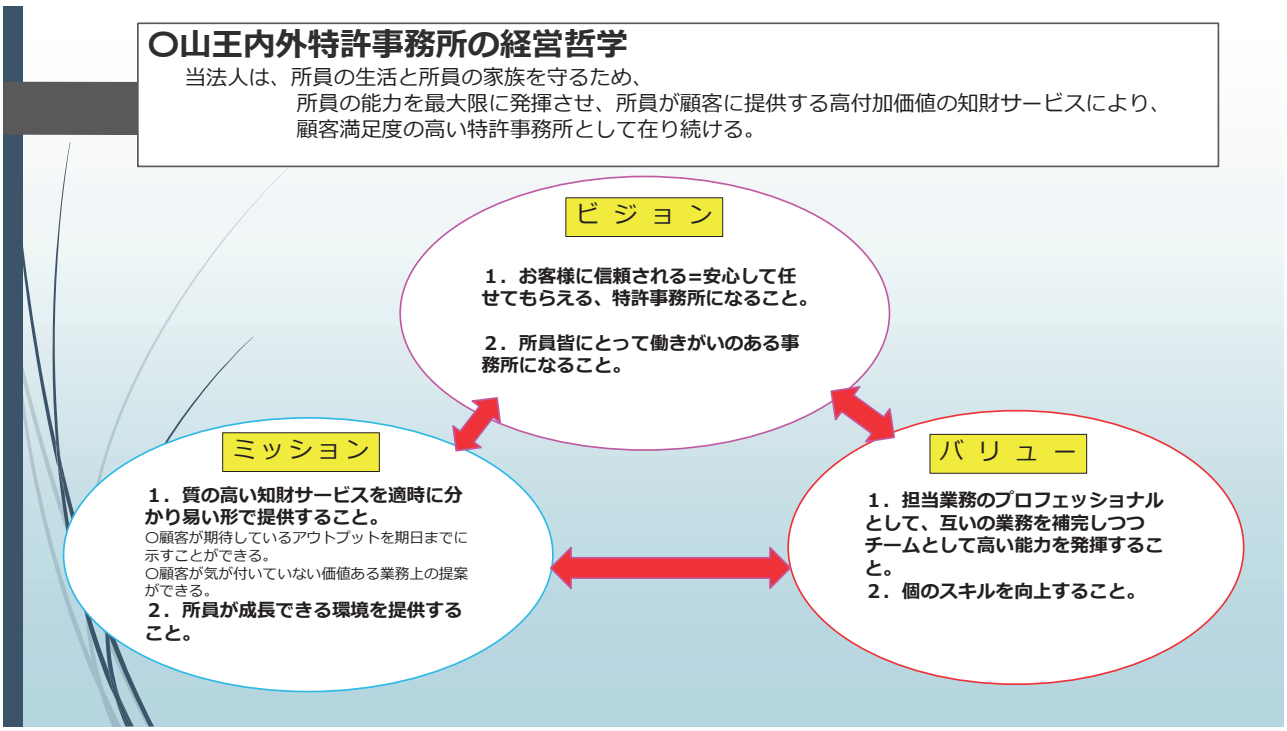

第10図

最近の事務所の活動として、スタートアップや中小企業の支援にも力を入れているところです。これら企業は決して多くない知財予算の中で、如何に有効な知的財産を戦略的に取得していくか、大変難しい課題に一緒に取り組んでいます。特許庁がHPで発信しているスタートアップ支援策についても大変参考にしているところです。

5. 最後に

特許庁在籍中に業務を通じて様々な経験をさせて頂いたことが、筆者の今日の支えとなっていることは言うまでもありません。現役の皆様にお伝えしたい事は、常にご自身の成長を求める気持ちを持ち続けていれば、皆様が日々の業務で経験している事は、何時かご自身の財産となる日が必ず来ると思います。

また、皆様の真摯な仕事ぶりの影響力は大きなものがあるとお考えください。知財制度を利用する全てのユーザーに対して大きな力となります。筆者自身も弁理士として、特許庁の職員の皆様に対し、業務上の様々な問い合わせや、出願後の案件について面接のご依頼をさせて頂く機会は非常に多く、公平で丁寧な対応にいつも感心しております。

日本における知財を取り巻く環境は厳しく、日本特許庁に出願される特実意商の件数は長期的な減少傾向が続いており、米国・中国への出願件数の傾向と大きく異なっています。

IMD（国際経営開発研究所：International Institute for Management Development）が作成する「世界競争力年鑑（World Competitiveness Yearbook）」の2022年ランキングにおいて、日本は64か国中、34位と低迷しており、これまで日本の強みとして位置づけられてきた「研究開発力」への評価も低下傾向で推移している事は、日本の知的財産を取り巻く現状の鏡と考えています。故に、特許庁職員の皆様へ込める期待も大きなものがあります。日本の産業を支える確りとした知的財産権を多く生み出すために、我々弁理士もベストを尽くしてまいりますので、迅速・高品質な審査に加えて、中小・スタートアップ等への知財支援をお願いし、感謝の意を表しておわります。有難うございました。

profile

仲村 靖（なかむら やすし）

1992年　特許庁入庁
2019年6月　退官
2019年9月より現職
元東北大学産学連携特任教授
元上智大学知財アドバイザー

この記事を気に入ったら、
QRコードからスマホで
「いいね！」を送ってね！
※ログイン不要・匿名でOK